

倒壊の恐れのある危険な空き家の 除却費用について一部を補助します

最大**60**万円補助

1. 補助対象となる空き家

- 外観目視による空き家等不良度判定表において、配点の合計が**66点**以上となるもの
- **熊本市内**にあること
- **一年以上**使用していないことが常態であること

2. 補助対象者

法人でない個人であり、次のうちのいずれか

- 建物所有者
- 建物所有者の相続人

3. その他条件

- 原則として**更地**とすること
- 除却について全ての関係権利者の同意を得ていること
- 令和6年2月29日（木）までに除却が完了する予定であること
（事前調査申請書を令和5年12月28日（木）までに提出すること）
- 見積・契約する解体工事業者は、建設業の許可（土木・建築・解体）または熊本県に解体工事業の登録を受けた者で本市内に本店又は営業所等を有する事業者等に限ります。



4. 補助金の額

次のうち、いずれか少ない額（上限 60万円）

- 除却費（消費税除く） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$
- 延べ床面積 $\times (31,000\text{円（木造）} \cdot 44,000\text{円（非木造）}) \times 8 / 10 \times 2 / 3$

5. 受付

受付開始日：令和5年（2023年）**6月1日（木）**から

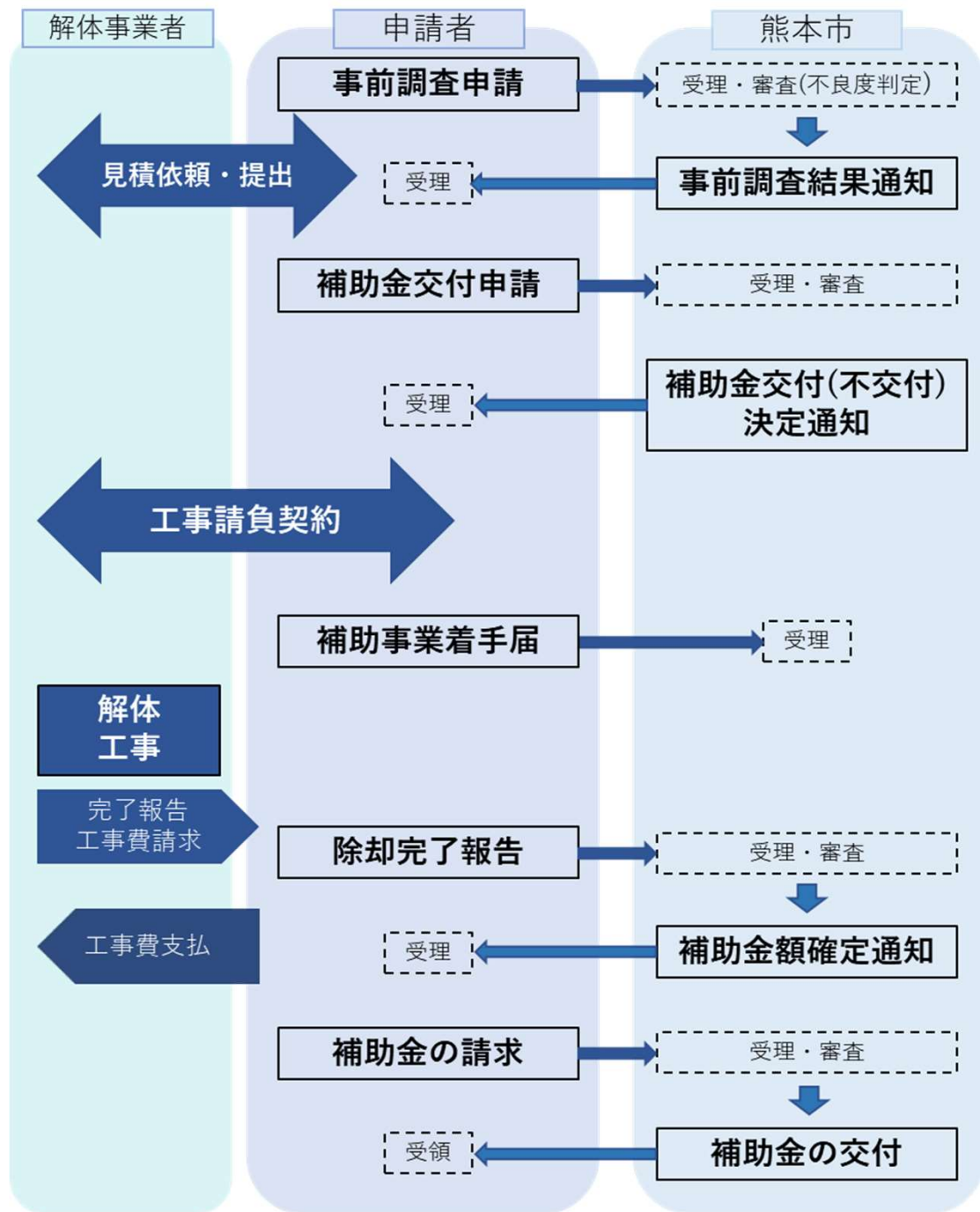
事前調査申請受付期間 令和5年（2023年）12月28日（木）まで

補助金交付申請受付期間 令和6年（2024年）1月31日（水）まで

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く、午前**9**時から午後**5**時まで

受付場所：熊本市役所9階 空家対策課

6. 補助事業の流れ



7. ご注意下さい

- 空き家を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する場合があります。
- 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請、報告及び請求は締切期限がありますので厳守して下さい。期限を過ぎた場合は、補助金が交付されないことがあります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へお尋ねください。



市ホームページ
「老朽危険空家等
除却補助」

(お問い合わせ先)

熊本市 都市建設局 住宅部 空家対策課

電話：096-328-2514

対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）

熊本市ホームページ>分類から探す>くらし・環境>住宅・建築物・上下水道>空き家対策